

自転車ヘルメットの購入費を補助します

令和5年4月から改正道路交通法が施行され、**すべての自転車利用者にヘルメット着用が努力義務**となりました。大切な命を守るために自転車用ヘルメットの着用をお願いします。

補助対象者(下記①②すべてを満たす人)

- ①町内に住所を有している(住所登録している)人
- ②自転車ヘルメットの購入に対し、他の補助金の交付を受けていない人

補助対象のヘルメット

令和5年4月1日以降に購入し、安全基準の認証を受けている『新品』の自転車用ヘルメット
※中学校指定の自転車用ヘルメットは対象外
※未使用品を含む中古品又はオークション、個人間売買、譲渡等は対象外

<安全基準>

- ①SG マーク(一般財団法人製品安全協会の認証)
 - ②JCF マーク((公財)日本自転車競技連盟の認証)
 - ③CE マーク(欧州連合の欧州委員会の認証)
 - ④GS マーク(ドイツ製品安全法の認証)
 - ⑤CPSC マーク(米国消費者製品安全委員会の認証)
- 安全基準の①～⑤のいずれかの認証を受けているもの**

補助金額

ヘルメット1個につき上限2,000円。ただし、購入金額が2,000円未満のときはその購入金額
※装飾品や部品等の費用、購入時のポイント利用、送料、値引き分は除く
※1人につきヘルメット1個かつ1回限り

問い合わせ:849-0592 杵島郡江北町大字山口1651-1

江北町役場 総務政策課 安全安心係 Tel0952-86-2111

補助金の申請から交付までの流れ

(1)販売店等で自転車用ヘルメットを購入

購入の際、販売店等に領収書の発行依頼をしてください。
領収書には、下の「(2)領収書原本」に記載する内容の記入をお願いしてください。

(2)交付申請書兼請求書を総務政策課安全安心係へ提出

購入後、速やかに提出してください。
(購入年度の年度末までに申請が必要になります。)

注意

(2)領収書原本

※記入内容を確認してください
※内容が不足している場合は、それが確認できる書類を添付してください。
※領収書がない場合は、レシートでも可能
※宛名は、申請者又は使用者名義のものがが必要です。

(1)交付申請書兼請求書(押印が必要になります)

(2)領収書原本(次の内容が記入されているもの)

①申請者又は使用者(未成年の場合)の氏名

②領収日

③領収金額(ヘルメットの購入単価がわかるもの)

④購入店

⑤品名・品番(ヘルメットの購入がわかるもの)

(3)安全基準の認証が確認できるもの

(3)安全基準認証が確認できるもの

※保証書、取扱説明書、カタログの写し等の確認ができるもの

※提出時に身分証明書(マイナンバーカード等)及び振込口座が確認できるものをご提示ください

※交付申請書兼請求書は、総務政策課窓口、町ホームページから入手できます。

提出書類

(3)交付決定通知書の受領

申請書類を審査の上、申請者に通知します。

(4)補助金が指定口座に振り込まれます

申請日から概ね1か月後の振り込みとなります。

問い合わせ:849-0592 杵島郡江北町大字山口 1651-1

江北町役場 総務政策課 安全安心係 TEL0952-86-2111